

報道機関各位

## ながた自然公園のトイレが 「信州まごころトイレ」に認定されました！

ながた自然公園のトイレ2箇所が、長野県で行っている「信州まごころトイレ」に新たに認定されました。

### 1 該当トイレ

- ① ながた自然公園 キャンプ場付近 管理棟東トイレ
  - ② ながた自然公園 みどりの少年団の森オートキャンプ場トイレ
- ※トイレの入り口に「信州まごころトイレ認定証」を貼付します。



### 2 「信州まごころトイレプロジェクト」について

#### ① 概要

長野県では、信州の観光地のトイレを快適にご利用いただき、何度も訪れたいくなる信州にするため、平成26年9月から「信州まごころトイレ」の認定を開始しました。長野県の観光地における快適な公衆トイレの推進のため、このプロジェクトでは、以下の3点を目標に掲げています。

- ・清掃を徹底し、臭気がないトイレを目指します。
- ・高齢者・外国人・女性が利用しやすいトイレを目指します。
- ・採光や照明など明るく気持ちよいトイレを目指します。

#### ② 認定

観光地の公衆トイレを女性や高齢者、子どもや外国人などすべての旅行者が快適に利用できるよう、洋式化やバリアフリー化など一定の基準を満たし、きれいなトイレを維持していく取り組みが行われている観光地の公衆トイレを『信州まごころトイレ』として認定しています。

### 3 その他

詳細は下記のホームページのとおりです。

信州まごころトイレHP <http://www.omotenashi-nagano.net/toilet>

添付資料  有  無

上伊那北部観光連絡協議会事務局  
箕輪町役場産業振興課商工観光推進室  
(室長)山口 弘司 (担当)柳澤 かおり  
電話：0265-79-3111 (内線) 157  
FAX：0265-79-0230  
E-mail: sangyou@town.minowa.nagano.jp

【様式第2号】

信州まごころトイレ認定証

**NAGANO  
WELCOMING  
TOILET**



長野県PRキャラクター  
「アルクマ」  
©長野県アルクマ

**信州まごころ  
トイレ**

# 信州まごころトイレ認定要領

## 第1 目的

この要領は、観光地の公衆トイレを女性や高齢者、子どもや外国人など全ての旅行者が快適に利用できるよう、洋式化やバリアフリー化など一定の基準を満たし、きれいなトイレを維持していく取組みが行われている観光地の公衆トイレを、『信州まごころトイレ』と認定することにより、観光地のイメージを向上させるために、必要な事項を定めるものとする。

## 第2 対象となるトイレ

- (1) 観光地トイレ整備推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けて整備を行ったトイレ
- (2) 主として観光旅行者の利用に供することを目的に設置された公衆トイレ

## 第3 認定の要件

信州まごころトイレは、別表に掲げる要件を備えていると認められるものとする。

## 第4 認定の手続き

認定手続きについては、次に掲げる手順とする。

- (1) 認定を希望する者は、長野県知事（以下「知事」という。）あてに、信州まごころトイレ認定申請書（様式第1号）を提出するものとする。
- (2) 提出先は、長野県観光部観光誘客課とする。
- (3) 知事は、現地確認及び聞き取り調査を行った後、申請内容が要件を満たしている場合、申請者へ信州まごころトイレ認定証（様式第2号）（以下「認定証」という。）を交付する。
- (4) 認定された者（以下「認定者」という。）は、認定証を当該トイレの入口に貼付するものとする。
- (5) 確認により要件を満たさない場合は、当該事項について認定要件不備改善書（様式第3号）（以下「改善書」という。）により改善を求め、認定者は改善の上、認定要件不備改善報告書（様式第4号）（以下「報告書」という。）を提出し、要件を満たすこととなった場合に認定証を交付する。

## 第5 認定の更新

- (1) 知事は、認定後2年の範囲内で認定内容について現地確認及び認定者への聞き取り調査を行い、要件を満たしている場合は、信州まごころトイレとして更新出来るものとする。
- (2) 確認により要件を満たさない場合は、当該事項について改善書により改善を求め、認定者は改善の上、報告書を提出し、要件を満たすこととなった場合に更新することが出来る。

## 第6 認定の取消し

知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すことが出来るものとする。

また、認定者は、認定取消しの通知を受領したときは、速やかに認定証を返還するものとする。

- (1) 第5(2)の報告書の未提出及び改善に不足があるとき。
- (2) 当該トイレの取壊し等により、認定者から認定取消しの申し出があったとき。
- (3) やむを得ない事情により、認定者が更新を希望しないとき。

## 第7 その他

この要領に定めるもののほか、「信州まごころトイレ」の認定に関し必要な事項は、観光部長が定める。

### 附則

この要領は、平成26年9月12日から施行する。

## 「信州まごころトイレ」認定要件

## 1 全てのトイレが満たすべき要件

## (1) 施設基準

項目	主な内容
洋式の推進	・男子トイレは大便器数、女子トイレは総便器数に対する洋式便器数の割合が概ね2分の1以上 ※
バリアフリー化	・男女トイレに各1個以上手すり整備及び、当該便器への段差解消
臭気対策	・尿が付着しにくく、清掃しやすい（目地が少ない）床面
明るいトイレ	・採光窓等により明るいトイレ（最低50ルクス以上）とする。
案内等の表示	・トイレを見つけやすく、車いす利用可などの分かりやすい案内表示 ・清掃管理者名及び連絡先の表示
汲取り式トイレの解消	・水洗式トイレとする。ただし、立地条件等の技術的要因により水洗化できない場合はこの限りではない。

※（参考）

総便器数	1	2	3	4	5	6	7個以上
洋式便器数	1以上	1以上	2以上	2以上	3以上	3以上	概ね1/2以上

『総便器数』欄は、男子トイレは大便器数、女子トイレは総便器数、『洋式便器数』欄は、男女トイレの各洋式便器数 例）総便器数が3個の場合⇒整備後は洋式便器数を2個以上にする。

## (2) 清掃基準

項目		主な内容	項目		主な内容
便器	臭気	悪臭の有無	洗面台	鏡	水アカ等の汚れ等
	本体の汚れ	水アカ汚れ 尿石汚れ等		水洗器具	金属周りの汚れ等
	周辺の汚れ	小便の垂れ汚れ 尿石汚れ等		その他	ふち裏側の汚れ等
内装	床	尿石汚れ	その他	照明器具	汚れの有無 動作確認
	壁・天井	汚れや落書き等の有無		全体	トイレ内全体の悪臭の有無
	その他	虫などの死骸や埃の有無		清潔感	清潔感の有無（主観）

## (3) きれいなトイレを維持する取組み

県が行う観光地トイレ清掃研修会に市町村職員や地域住民、清掃担当者が参加するなど、快適なトイレを維持することにより、来訪者のおもてなしにつなげる取組みがなされる体制が構築されていること。